

市立釧路総合病院

開放病床

利用手引き

病院名称	市立釧路総合病院 電話 0154-41-6121 代表 FAX 0154-41-8166 医療連携相談室直通
所在地	〒085-0822 釧路市春湖台1番12号
病院長	高平 真
標榜科	内科，消化器内科，心臓血管内科，呼吸器内科，小児科，外科，心臓血管外科，整形外科，皮膚科，泌尿器科，産婦人科，耳鼻咽喉科，精神科，神経科，眼科，脳神経外科，麻酔科，放射線治療科，歯科，歯科口腔外科，リウマチ科，リハビリテーション科，アレルギー科，病理診断科，形成外科，救急科，頭頸部外科，呼吸器外科，消化器外科，乳腺外科，緩和ケア科
病床数	643床
一般病床	535床（うち開放病床5床）
結核症病床	10床
精神病床	94床
感染症病床	4床

はじめに

市立釧路総合病院は、釧路・根室の二次医療圏内における中核病院として、地域の医療機関との相互連携を図り地域完結型医療を推進するとともに、地域医療の向上に寄与するため院内に開放病床を設置しました。

当院の開放病床は、地域医療機関の医師ならびに患者の診療に役立てていただくため、当院の施設・設備を利用することを目的としています。

開放病床は5床（消化器内科、小児科、婦人科、耳鼻咽喉科・頭頸部外科、泌尿器科、その他医師が必要と認めた診療科）を準備しておりますので、どうぞご利用ください。

I. 開放病床とは

開放病床とは、病院のベッドや施設・設備の一部を登録医に開放した病床のことです。開放病床を利用することで、入院した患者を登録医が訪問し、院内主治医と共同して治療を行うことが可能となります。この共同診療により、登録医と院内主治医の2人のもとで、患者の入院前、入院中から退院後まで一貫した継続治療を受けることができます。

II. 登録医制について

1. 登録医とは

市立釧路総合病院開放病床において、院内主治医と共同で患者の診療を行うため、登録医申請書（様式1）にて、市立釧路総合病院に届け出た二次医療圏の保険医療機関の医師および歯科医師などを総称します。

2. 登録医となるための手続きについて

- 1) 登録医申請書（様式1）に必要事項を記入し、市立釧路総合病院医療連携相談室へFAXします。
- 2) 市立釧路総合病院より登録医証を交付します。
- 3) 登録医を辞退する場合は、「登録医辞退届」（様式2）を市立釧路総合病院医療連携相談室へFAXをお願い致します。

3. 登録期間について

登録医の登録期間は、1年間とします。年度の途中から登録された場合の登録期間は、登録日の属する年度の末までとします。なお、登録期間は登録医と市立釧路総合病院の双方に特別の事情がない限り自動更新となります。

Ⅲ. 入院の申し込みと手続きについて

1. 入院受入れ対象患者について

- 1) 消化器内科、小児科、婦人科、耳鼻咽喉科・頭頸部外科、泌尿器科の患者で、当該診療科の院内主治医と登録医の双方で、受入れ可と判断した患者とさせていただきます。
- 2) 概ね14日以内で退院が可能な患者とさせていただきます。
- 3) レスパイト目的の入院はご遠慮願います。

2. 開放病床について

当該診療科病棟に空床がない場合は、病棟を変更する場合があります。

3. 入院の手続きについて

- 1) 開放病床を利用される場合は、開放病床申込書（様式3）に開放病床を使用する旨を記載し、市立釧路総合病院医療連携相談室へFAXで申し込みます。

市立釧路総合病院 医療連携相談室 F A X : 0154-41-8166(直通)
電 話 : 0154-41-6262(直通)
受付時間 : 9時00分～16時00分

- 2) 患者・家族に対し開放病床の説明と同意を得てください。（様式3）

- 3) 当院で入院受入れが可能かを協議し、返答は当日遅くとも翌日にいたします。

診療科によっては、外来受診後に入院していただく場合もあります。なお、病状によって入院治療を急ぐ場合はこの限りではありません。

- 4) 入院日時、外来受診日が確定しましたら、予約票をFAXします。止むを得ず受入れできない場合は、折り返し電話連絡します。

※土曜、日曜、祝日、年末年始や時間外は原則受入れができませんので、釧路市の救急医療システムに従って対応をお願いします。

- 5) 入院が決まりましたら、当院医療連携相談室より患者宅へ入院申込書兼誓約書・入院のご案内等、必要な書類一式を送付いたします。

- 6) 患者は、指定された日時に市立釧路総合病院に来院し、1階ロビー1番窓口（新患受付）にお越しください。

- 7) 入院時に患者に持参いただく書類は以下の通りです。

(1) 予約票、診療情報提供書（原本）、検査、画像データなど

(2) 健康保険証、公費医療受給者証書（該当の患者のみ）、印鑑

- 8) 病室について個室、4人部屋がありますので、個室ご希望の場合は事前にご連絡ください。

（自己負担）

差額室料一覧料金（税別）

個室 5,000円

IV. 診療について

1. 開放病床での共同診療について

- 1) 当院診療科の医師が院内主治医，登録医が副主治医となります。
- 2) 入院診療については，院内主治医と登録医が十分協議し，連携して診療に当たります。入院診療計画書の作成は，登録医と協議の上，院内主治医が作成します。

2. 副主治医の診療について

- 1) 診療時間は原則として平日13時～16時までとします。（患者の状況によりその限りではない）
- 2) 前もって登院予定日・時間を決めている場合は，市立釧路総合病院医療連携相談室へご連絡をお願いします。

事前連絡先：医療連携相談室 電 話：0154-41-6262(直通)

- 3) 登院時は医療連携相談室にお越しくください。白衣・ネームを貸与のうえ，病棟までご案内いたします。
- 4) 診療を行う際は，一般的な医療安全対策，病院感染対策などを遵守願います。
- 5) 入院後の検査指示等は，原則院内主治医が行います。
- 6) 必要に応じて，院内のカンファレンスに出席することができます。

V. 退院について

患者の退院は院内主治医と副主治医との合意により決定します。退院後の治療方針についても，両者の合議により行います。

治療経過及び退院日程につきましては，情報提供書にてご連絡させていただきます。

VI. 診療への報酬について

1. 登録医の診療報酬について

1) 診療情報提供料（I）

開放病床入院時に診療情報提供書を患者に持参させた場合，診療情報提供料（I）が算定できます。

2) 退院時共同指導料加算

退院に際し，退院後の療養上必要な指導を共同で行った場合は，退院時共同指導料1が算定できます。

2. 副主治医に対する報酬

- 1) 手術については、執刀医の場合院内基準として報酬を支払います。助手及び立ち合いの場合は報酬の適応にはなりません。
- 2) 市立釧路総合病院の診療報酬
退院に際し、退院後の療養上必要な指導を共同で行った場合は、退院時共同指導料2を請求します。

VII. 医療事故について

1. 開放病床利用患者に発生した医療事故については、市立釧路総合病院職員と登録医がその処理に当たり、費用などについては、原則として当院が加入している医療賠償責任保険を適用します。
2. 上記以外の場合については、その都度協議の上処理します。

VIII. 開放病床に関する運営について

1. 開放病床の効率的かつ円滑な運営について地域連携推進委員会で定期的に協議していきます。

令和3年1月施行